

魅力ある県立学校づくり推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 魅力ある県立学校づくりに向けた各学校の活性化・特色化を推進するため、魅力ある県立学校づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 魅力ある県立学校づくりに関すること。
- 二 生徒募集計画に関すること。
- 三 学科等の単独改編及び教育課程に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、高校改革統括監をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育総務部副部長、県立学校人事課を所管する県立学校部副部長、生徒指導課を所管する県立学校部副部長及び義務教育指導課を所管する市町村支援部副部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる者とする。

(運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 議案の提出は、検討事項を所管する課が行う。
- 3 委員は、会議を欠席する場合は代理の者を出席させることができる。代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 委員長は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(分科会)

第6条 委員会に、次の3つの分科会を置き、検討事項をあらかじめ整理する。

- 一 第1分科会 魅力ある県立学校づくりについて
 - 二 第2分科会 生徒募集計画等について
 - 三 第3分科会 学科等の単独改編及び教育課程等について
- 2 分科会は、主査、幹事及び事務局員で構成する。
 - 3 分科会の主査は、下表をもって充てる。

第1分科会	魅力ある高校づくり課長
第2分科会	県立学校人事課長
第3分科会	高校教育指導課長（特別支援教育に関する検討事項を除く。） 特別支援教育課長（特別支援教育に関する検討事項に限る。）

- 4 分科会は、主査が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 5 幹事は、別表に掲げる委員の属する課より推薦を受け決定する。
- 6 分科会の主査は、必要に応じて、幹事以外の担当課職員を招集することができる。

(専門委員会)

第7条 専門的な検討を要する事項について整理するため、分科会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、主査が招集し、主宰する。
- 3 その他専門委員会について必要な事項は別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、魅力ある高校づくり課内に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、魅力ある高校づくり課長をもって充てる。
- 3 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 県立高校活性化・特色化推進委員会設置要綱（平成26年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。